

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

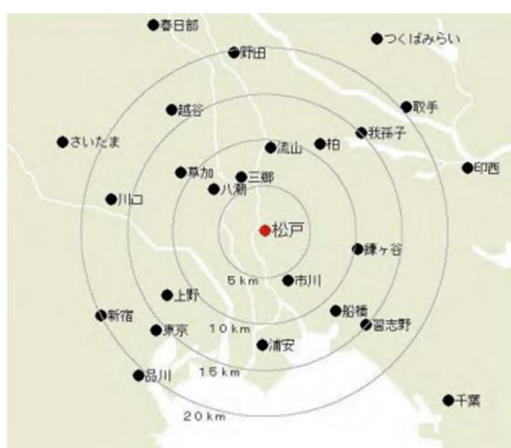
I 現状

(1) 地域の災害リスク

(地域の概要)

1) 位置

当市は、千葉県北西部に位置し、北側は柏市と流山市に、南側は市川市に、東側は鎌ヶ谷市に、西側は江戸川を隔てて東京都葛飾区並びに埼玉県三郷市に面している。面積は61.38㎓である。東京都心部から概ね20km圏に位置し、電車で約30分の距離にあることから、首都圏の住宅都市として発展している。



出典：松戸市国土強靱化地域計画（令和5年3月修正） 松戸市の位置図

2) 人口

令和5年3月末現在で、市内の総人口は497,342人、総世帯数は、248,756世帯で、一世帯あたり人口は、2.00人、人口密度は8,103人/㎓である。また、65才以上の高齢者の割合はおよそ25.9%で、全国平均とほぼ同水準である。

3) 交通

都心と常磐・東北方面を結ぶJR常磐線と国道6号線が、市域を並走して縦断する。道路は、国道6号線のほか、国道298号が市域西端を通過、国道464号が市の南部を東西に横断するほか、主要地方道が8路線分布する。鉄道は、JR常磐線のほか、私鉄あわせて6路線、23駅が市内にあり、1日平均乗車数は約40万人である。

4) 地形

東部は下総台地の一部に属する台地（下総台地）で、台地には、樹枝状に深く入りこんだ谷（谷地田）がある。また、江戸川からJR常磐線の間は低地で、台地との高低差は25m程度である。台地は、成田層の砂とその上にある凝灰質粘土層と関東ローム層からなっている。谷地田は、大別すると国分川と坂川水系に分かれる。流域の起伏量は30m程度で、上流部には盛土や埋土をして宅地化されたところ（埋谷地）が多い。また、地盤は表土の下に腐植土・シルト層が分布しており、軟弱地盤である。軟弱な地層の厚さは谷地田のへりや谷の上流部で薄くなり、谷地田の中央部や谷が台地から出るあたりで最も厚くなる。低地は標高2m～3mで、海岸平野と江戸川の氾濫平野である。常磐線沿いにある微高地は、縄文、海進の時の海岸線沿いに形成されたものである。

## 5) 地盤

当市地域は、台地地盤と低地地盤に大別され、台地地盤が全体の約半分を占める。台地地盤は、地域的な違いは少ないが、台地の縁辺部などではところどころ切土や埋土によって異種の地盤が形成されている。低地地盤は、沖積層の埋没地形の形成と、それを埋積した堆積物によって変化に富んである。これは、2万年前の海面低下によって埋没谷が形成され、その後の海面上昇によって谷が埋められ、ところによって波食台が形成されたことによる。



出典：松戸市国土強靱化地域計画  
(令和5年3月修正)  
松戸市の地形

## 6) 気候

当市の気候は、概ね温暖である。平成22年～令和元年の年平均気温は15.8℃～17.0℃、年間降水量は1,144.0mm～1,564.5mm、平均風速風は3.3m～3.7mである。

### (洪水：ハザードマップ)

昭和56年以降、当市で発生した主な水害の地域性をみると、西馬橋2,3丁目、中和倉、新作など長津川沿いの谷底平野や秋山、河原塚、日暮、五香などの春木川沿いの谷底平野でも床上浸水が多く発生している。また、栄町、馬橋、松戸新田など江戸川沿いの低地でも多くの浸水被害が発生している。

近年の水害は、堤防の破堤による洪水氾濫といった大規模な水害はないが、本川への排水ができなくなって発生する内水氾濫が発生している。

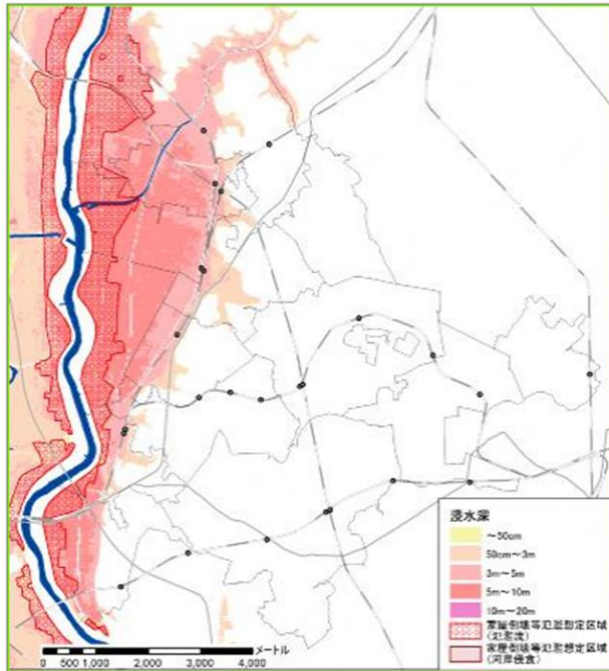
水防法に基づく洪水浸水想定区域は、国管理の江戸川、坂川・坂川放水路、県管理の坂川・新坂川等が当市に影響しており、その状況は次の通りである。

### 1) 江戸川

想定最大規模の洪水では、常磐線より西側の低地で水深5m以上の範囲が広がり、特に栄町西などで水深7.5m以上となる。浸水継続時間は、常磐線の西側のほとんどの範囲で4日間となる。家屋倒壊等氾濫想定区域は、江戸川からおよそ500mの範囲が「氾濫流」による想定区域となる。なお、「河岸浸食」による想定区域はない。

当商工会議所は、この区域の松戸駅西側に立地しているほか、常磐線沿線の北松戸駅、馬橋駅、新松戸駅西側には25の商店街が形成されている。また、北松戸駅西側には北松戸工業団地

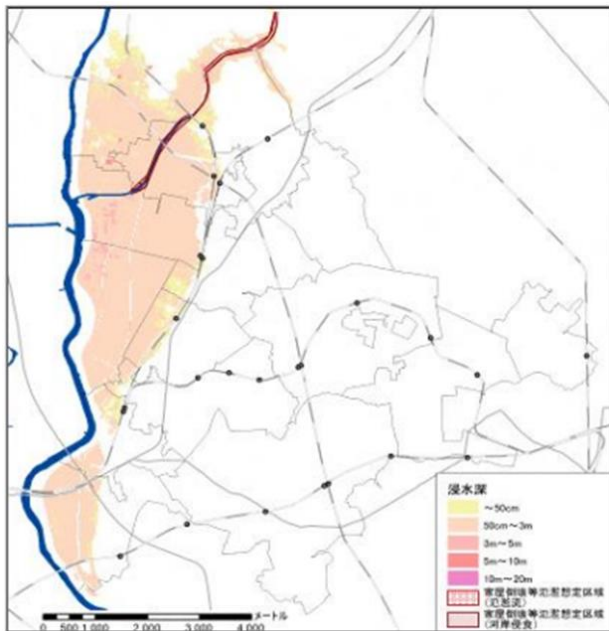
が立地している。



出典：松戸市地域防災計画 風水害編  
(令和4年度修正)  
江戸川浸水想定区域(想定最大規模の浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域)

## 2) 坂川・坂川放水路

想定最大規模の洪水によって、当市西部の低地(主に流山電鉄・常磐線より西側)では水深50cm以上の範囲で広がり、栄町西周辺などでは水深3.5m以上となる。浸水継続時間は、常磐線の西側で1日間以上の範囲で広がる。家屋倒壊等氾濫想定区域は、坂川沿いが「河岸浸食」による想定区域である。

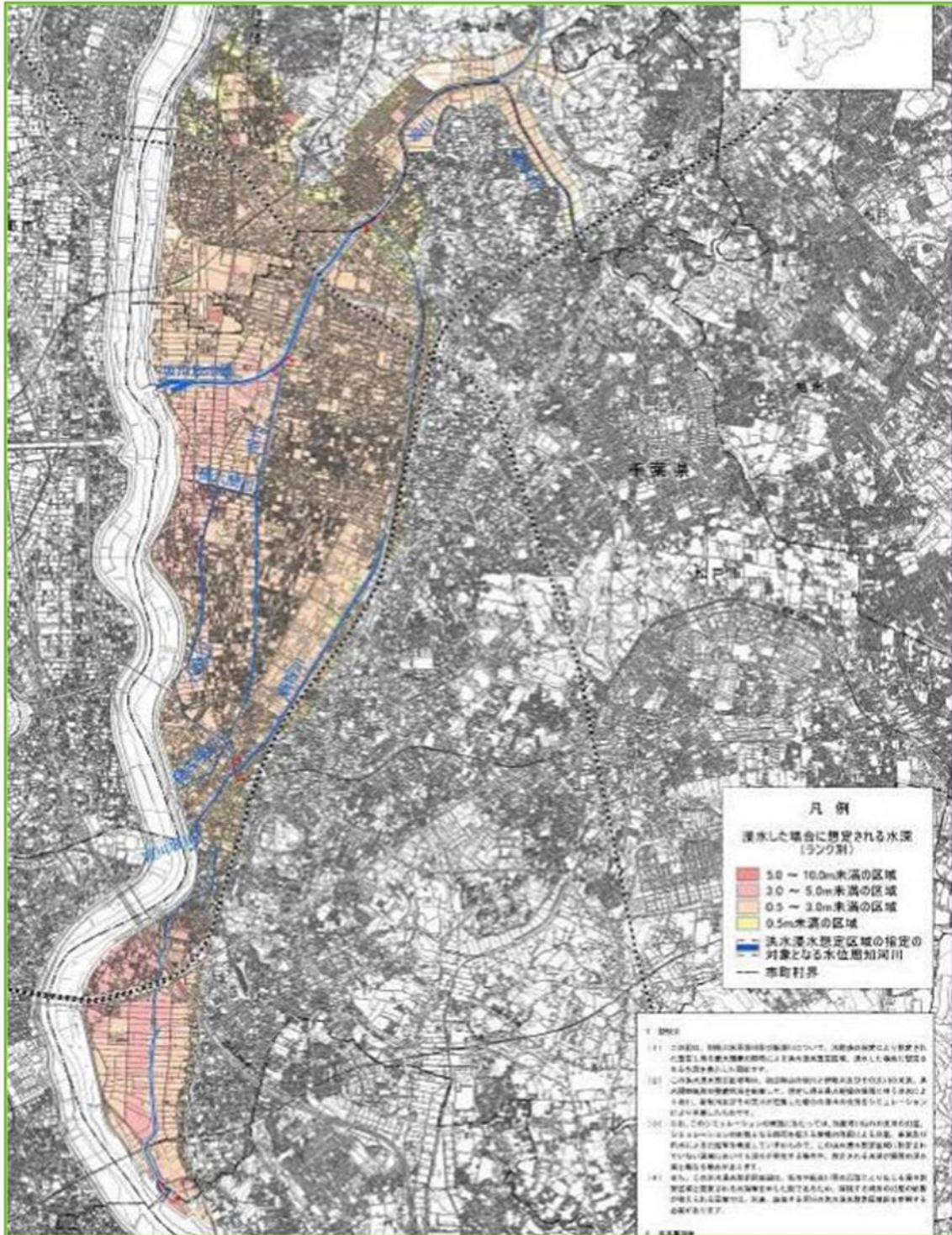


出典：松戸市地域防災計画 風水害編(令和4年度修正)  
坂川・坂川放水路浸水想定区域(想定最大規模の浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域)



### 3) 坂川・新坂川

想定最大規模の洪水により、常磐線の西側や矢切地区の低地部が浸水し、水深は最大3m～5mとなる。また、浸水継続時間は、概ね1日間以上である。家屋倒壊等氾濫想定区域は、坂川、新坂川の河道沿いが「河岸浸食」による想定区域である。

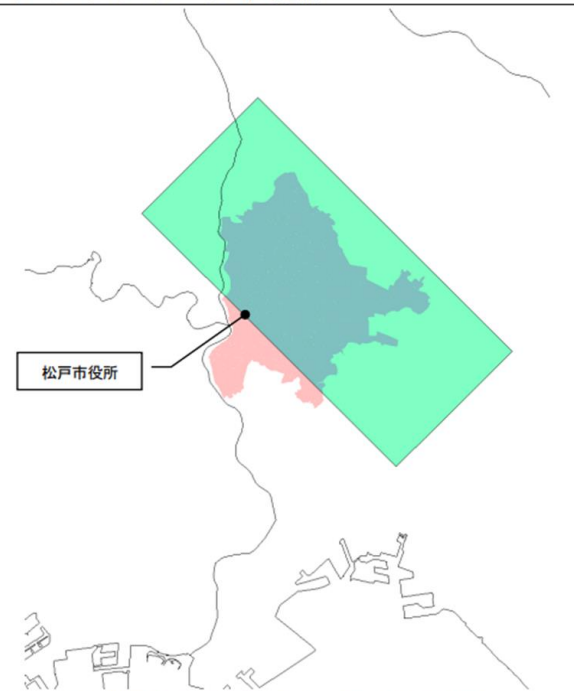


出典：松戸市地域防災計画 風水害編（令和4年度修正）坂川・新坂川浸水想定区域（想定最大規模の浸水深）

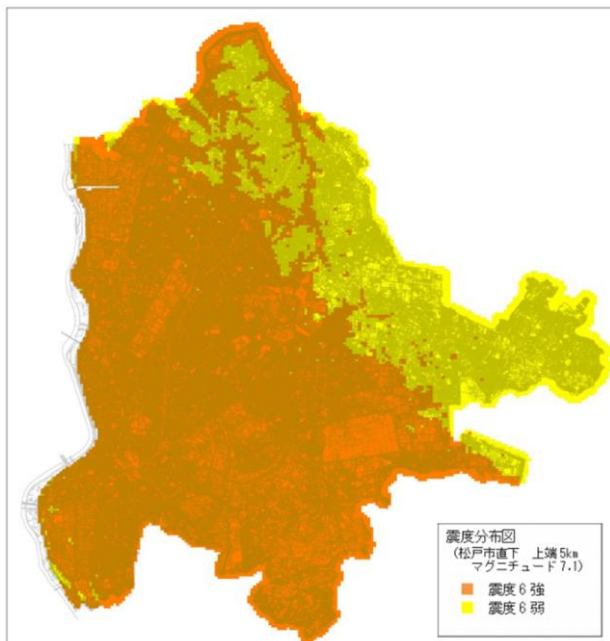
**(地震：J-SHIS)**

地震ハザードステーションの防災地図によると、当市を含む南関東の直下で震度6弱以上の地震が今後30年間で70%以上の確立で発生するといわれている。江戸川沿いの低地と谷底平野で液状化の可能性が大きいと予測された。

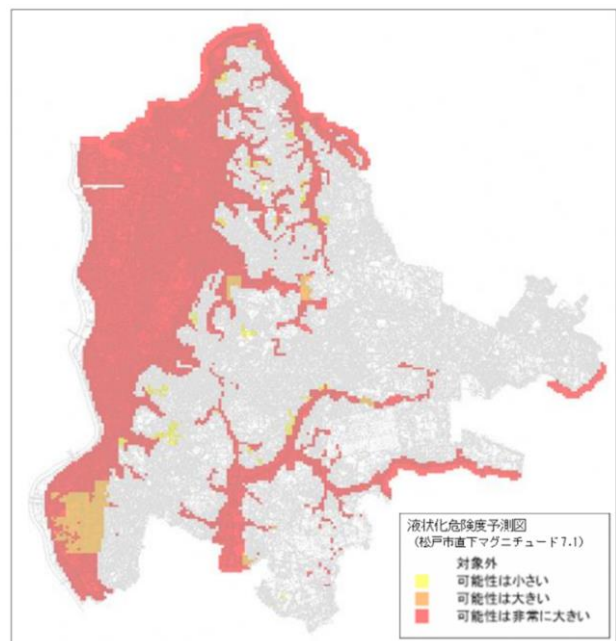
千葉県では、津波による被害について、房総半島東方沖日本海溝沿い地震などを想定している。津波避難に活用するため、「東京湾口で高さ10m」を想定した津波の浸水予測を行っている。この津波が発生した場合、気象庁は東京湾内湾に対して津波警報（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下）を発表すると想定される。また、江戸川を遡上した津波は上葛飾橋付近まで達し、江戸川左岸の高水敷が浸水されると予測される。

|         |   |
|---------|---|
| タイプ     | 地殻内で発生する浅い地震  |
| 想定地震    | 地殻内のごく浅い地震 松戸市直下約5km・気象庁マグニチュード7.1 (モーメントマグニチュード6.8) を想定                            |
| 想定断層    |  |
| 地震の発生確率 | 松戸市を含む南関東の直下で発生する確率は今後30年以内に70%。  |

地震動・液状化の想定



想定地震による震度分布



想定地震による液状化予測

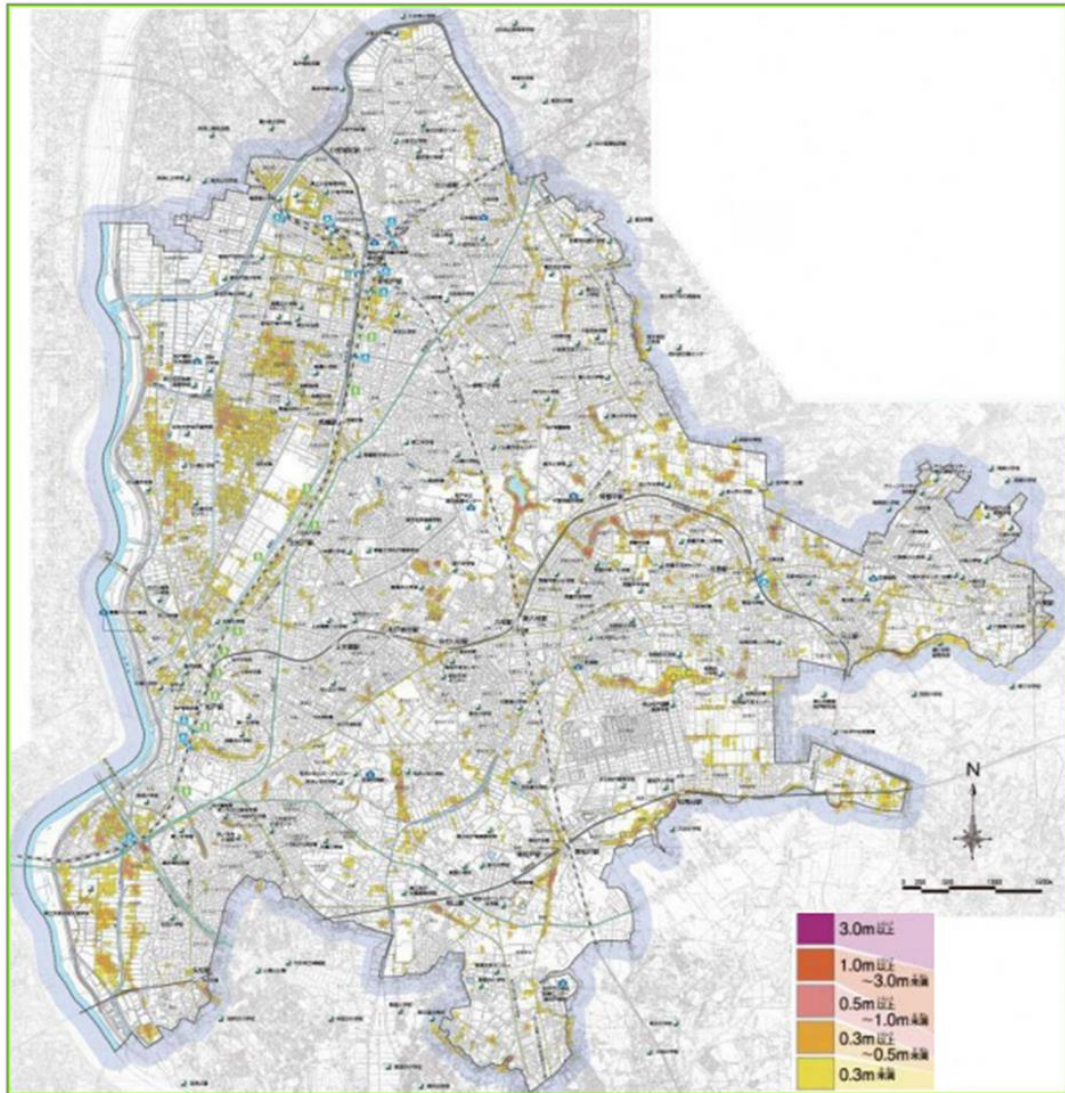
出典：松戸市地域防災計画 震災編（令和4年度修正）



**(その他)**

**1) 内水ハザードマップ**

当市は、大雨による内水氾濫による浸水範囲と深さを予測した内水ハザードマップを公表している。これによると、1時間あたり71mmの大雨では、道路や宅地において最大3m未満の浸水深が予測される。



出典：松戸市地域防災計画 風水害編（令和4年度修正）  
内水ハザードマップ（1時間あたり71mm雨量）

**2) 高潮**

想定最大規模の高潮による氾濫が発生した場合、常磐線の西側や矢切地区の低地で浸水が想定される。浸水深は概ね3.0m未満だが、矢切地区の低地では3mを超える場所も多い。

**(感染症)**

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない状況下では、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 12,689
- ・小規模事業者数 7,262 (出典：平成28年度経済センサス活動調査)

【内訳】

| 産業                | 平成28年松戸市 |        | 令和3年松戸市 |        |
|-------------------|----------|--------|---------|--------|
|                   | 実数       | 構成比    | 実数      | 構成比    |
| 総数                | 12,698   | 100.0% | 12,712  | 100.0% |
| 農林漁業              | 18       | 0.1%   | 21      | 0.1%   |
| 鉱業，採石業，砂利採取業      | 0        | 0.0%   | 1       | 0.0%   |
| 建設業               | 1,119    | 8.8%   | 1,243   | 9.8%   |
| 製造業               | 760      | 6.0%   | 726     | 5.7%   |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     | 9        | 0.0%   | 12      | 0.1%   |
| 情報通信業             | 112      | 0.9%   | 166     | 1.3%   |
| 運輸業，郵便業           | 193      | 1.5%   | 212     | 1.7%   |
| 卸売業，小売業           | 2,996    | 23.5%  | 2,796   | 22.0%  |
| 金融業，保険業           | 174      | 1.4%   | 169     | 1.3%   |
| 不動産業，物品賃貸業        | 1,028    | 8.1%   | 1,155   | 9.1%   |
| 学術研究，専門・技術サービス業   | 478      | 3.7%   | 605     | 4.8%   |
| 宿泊業，飲食サービス業       | 1,824    | 14.4%  | 1,508   | 11.9%  |
| 生活関連サービス業，娯楽業     | 1,433    | 11.3%  | 1,327   | 10.4%  |
| 教育，学習支援業          | 547      | 4.3%   | 542     | 4.3%   |
| 医療，福祉             | 1,396    | 11.0%  | 1,511   | 11.9%  |
| 複合サービス業           | 53       | 0.4%   | 51      | 0.4%   |
| サービス業(他に分類されないもの) | 558      | 4.4%   | 667     | 5.2%   |

出典：平成28年経済センサス活動調査報告、令和3年経済センサス活動調査速報値

### (商業)

市内の鉄道6路線23駅の駅前を中心に71の商店会が市内全域に分布している。各々の商店会は経営者の高齢化、一部店舗の老朽化が進んでいる。この内、当市の中心市街地を形成する松戸駅西側に加え、常磐線沿線の北松戸駅、馬橋駅、新松戸駅西側には25の商店会が形成されており、江戸川の想定最大規模の洪水では、水害による被害が懸念される。

### (工業)

当市の工業は3つの工業団地を中心に食料品製造業や金属製品製造業など多様な事業所が立地している。近年は生産環境の変化や、物流施設への土地利用転換などにより、事業者数・製造出荷額が減少傾向であり、工業団地としての機能が薄れてきている。3つの工業団地の内、北松戸駅西側には北松戸工業団地が立地しており、江戸川の想定最大規模の洪水では、水害による被害が懸念される。また、いずれも工業団地も昭和35年～45年頃形成されていることから、建物の老朽化が進んでいるところも一部にあり、地震や台風による被害が懸念される。

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- ・松戸市地域防災計画の策定、松戸市総合防災訓練の実施
- ・松戸市国土強靱化地域計画の策定
- ・松戸市業務継続計画<自然災害編>の策定
- ・防災、感染症対策備品の備蓄
- ・安全安心メールやSNS等を活用した注意喚起
- ・県の感染拡大防止対策を踏まえた市の対処方針の策定

#### 2) 当所の取組

- ・自然災害後の会員被災状況の確認と千葉県への報告
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・会報誌「ブリッジ」を通じた会員向け保険制度の周知や加入促進
- ・防災備品（ヘルメット、防災毛布、非常食等）を備蓄
- ・松戸市消防局の指導による避難訓練の実施
- ・松戸市と大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定を締結

## II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠前的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

さらには災害復興への備えとなる保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### (当所の課題)

- ・当所と当市における災害時の取組は、松戸市地域防災計画の「市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」公共団体その他防災上重要な施設の管理者として下記の業務を遂行するよう定められているが、具体的な協力体制やマニュアル等が整備されていない。
  - ①市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
  - ②救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん等に関すること
  - ③融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
  - ④災害時における物価安定への協力に関すること
- ・当所は平成24年に「松戸商工会議所災害時対応マニュアル」を策定（令和2年改訂）したが、BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていない。マニュアルの更新の必要もある。
- ・当所には防災経験の乏しい職員も多くおり、ハザードマップの把握等知識の共有をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災についての意識の高揚が急務である。
- ・当所は令和2年8月に「松戸商工会議所新型コロナウイルス感染症ステージ別対応マニュアル（事務局対応用・外部対応用）」を策定したが、将来的な感染症リスクを考慮するとテレワークの仕組みづくりなどマニュアルの再精査が必要である。

### (管内事業者の課題)

- ・管内事業者のBCPまたは事業継続力強化計画の策定件数が少なく、BCPへの関心が低い。防災や減災、復旧対策が不十分である。
- ・地域の災害リスクについての認識が不十分である。



- ・管内事業所には小規模事業者（特に家族のみで経営している事業者）が多く、BCPに取り組む優先順位も高くない。
- ・当所の会員事業所に対する支援についても金融支援や事業計画策定支援、販路開拓支援が中心であり、BCPに関する支援は極めて少なく、支援の比重の低いため、BCPの必要性について事業者の認識が低い。その結果、BCPの策定支援まで繋がっていない。

### Ⅲ 目標

#### （災害に関する目標）

- ・発災時における被害の把握及び情報共有を円滑に行うため、当所と当市並びに千葉県における被害情報報告ルートを構築する。
- ・管内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、事業継続計画策定等を支援する。
- ・発災後速やかな復興支援策（感染症発生時には拡大防止措置）が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時より構築する。
- ・事業継続力強化計画認定 10社/年
- ・各種共済・保険制度への加入促進（見直し含む） 20社/年  
（火災保険、業務災害補償プラン、ビジネス総合保険制度、その他）

#### （感染症に関する目標）

- ・行政（国・県・市）や日本商工会議所からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広報する。
- ・組織として対応できるよう、日頃から知識を共有する等措置を講じる。
- ・当所内に感染者が発生した場合についての対応や手続きについて、あらかじめ災害発生時対応マニュアルに盛り込む。
- ・感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や日本商工会議所と緊密に連携を図り、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努める。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年10月1日～令和10年9月30日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

- ・当市の地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時速やかな応急対策等に取り組めるようにする。
- ・また、令和3年に当市と締結した「大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定」、平成24年に当所独自に策定した「松戸商工会議所災害時対応マニュアル」（令和2年改訂）、令和2年策定の「松戸商工会議所新型コロナウイルス感染症ステージ別対応マニュアル（事務局対応用・外部対応用）」と、本計画の整合性を整理する。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・管内事業所への巡回訪問時に、ハザードマップ等を携行し、事業所の立地場所の自然災害等のリスクやその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当所会報誌「ブリッジ」、当市「広報まつど」などの紙媒体、ホームページやSNS等電子媒体において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する
- ・新型コロナウイルス感染症は、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応するよう周知する。また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業所への周知を行う。あわせて、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

#### 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、平成24年に「松戸商工会議所災害時対応マニュアル」（令和2年改訂）を作成した。今後も、松戸市地域防災計画に整合するよう計画の適宜見直しを行う。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し、職員向け研修会や事業所向けBCP策定セミナーや個別支援を実施する。また、損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、リスクファイナンス対策として各種保険（生命共済、休業補償等）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP（事業継続力強化計画）等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP策定支援の進捗について、経営指導員が巡回窓口等で確認し必要な場合は随時専門家を交えるなどフォローアップを行う。
- ・当所と当市で随時、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当所は当市が実施する「松戸市総合防災訓練」等に積極的に参加するとともに、訓練に合わせて連絡ルートの確認等を行う。
- ・震度4以上の地震、台風の通過等による自然災害が発生したと仮定し、当市と連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## ＜ 2. 発災後の対策 ＞

- ・ 自然災害等の発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関に連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 当所の業務時間内に発災した場合
  - 所内にいる職員 職員の避難及び会館利用者（テナント、会議室使用者等）の避難を優先する。自然災害によって、所内の安全エリア、所外の一時集合場所・避難場所・避難所への避難を実施する。
  - 巡回等外出中の職員 職員の避難を優先し、当所へ帰還することとする。また、自然災害によって、避難場所・避難所への避難を実施する。外出中の職員の安否確認をLINEを活用し行う（3時間以内に行う）。
- ・ 当所の業務時間外に発災した場合  
出勤せず、職員自身がまずは安全確保を行う。災害が落ち着いた段階で、すぐに以下の方法で職員の安否確認や業務従事の可否を確認する。

#### ＜安否確認の順序＞

1. LINEを活用し、安否確認を行う（3時間以内に行う）。
  2. 未返信者の携帯電話へ架電、安否確認を行う。
  3. 自宅及び避難場所訪問。安否確認を行う。
- ・ SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（被災事業者の家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。
  - ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
  - ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等特別措置法第32条に基づき、政府による緊急事態宣言が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の決定方針

- ・ 当所と当市の間で、発災後2日以内を目安に、大まかな被害状況を把握（被災事業者の家屋被害や道路状況等）し、情報共有を行う。
- ・ 安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて当会と当市において実施する応急対策の方針を決定する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

#### ○被害規模の目安と想定する応急対策の内容

| 被害規模      | 被害の状況   | 想定する応急対応                                |
|-----------|---|---|
| 大規模な被害がある | ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。<br>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。<br>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 | ①相談窓口の設置<br>②被害調査<br>③経営課題把握<br>④復興支援業務 |
| 被害がある     | ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。<br>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。   | ①相談窓口の設置<br>②被害調査<br>③経営課題把握            |
| ほぼ被害はない   | ・ 目立った被害の情報がない。   | 特に行わない                                  |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。



- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報を共有する。

|         |            |
|---------|------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回共有する  |
| 1週間～2週間 | 1日に1回共有する  |
| 2週間～1か月 | 1週間に2回共有する |
| 1カ月後    | 1週間に1回共有する |

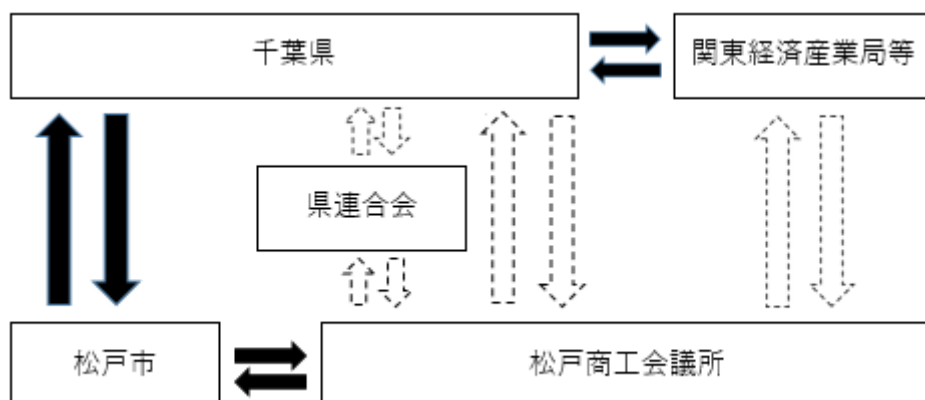
- ・当市で取りまとめた「松戸市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

#### 1) 自然災害発生時

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所または当市より県に報告する。

\*塗りつぶしの矢印が主たる情報収集・連絡ルート（状況によっては破線の矢印）



#### 2) 感染症流行時

- ・感染症流行の場合、国や千葉県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当市より県に報告する。

### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や千葉県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を定め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

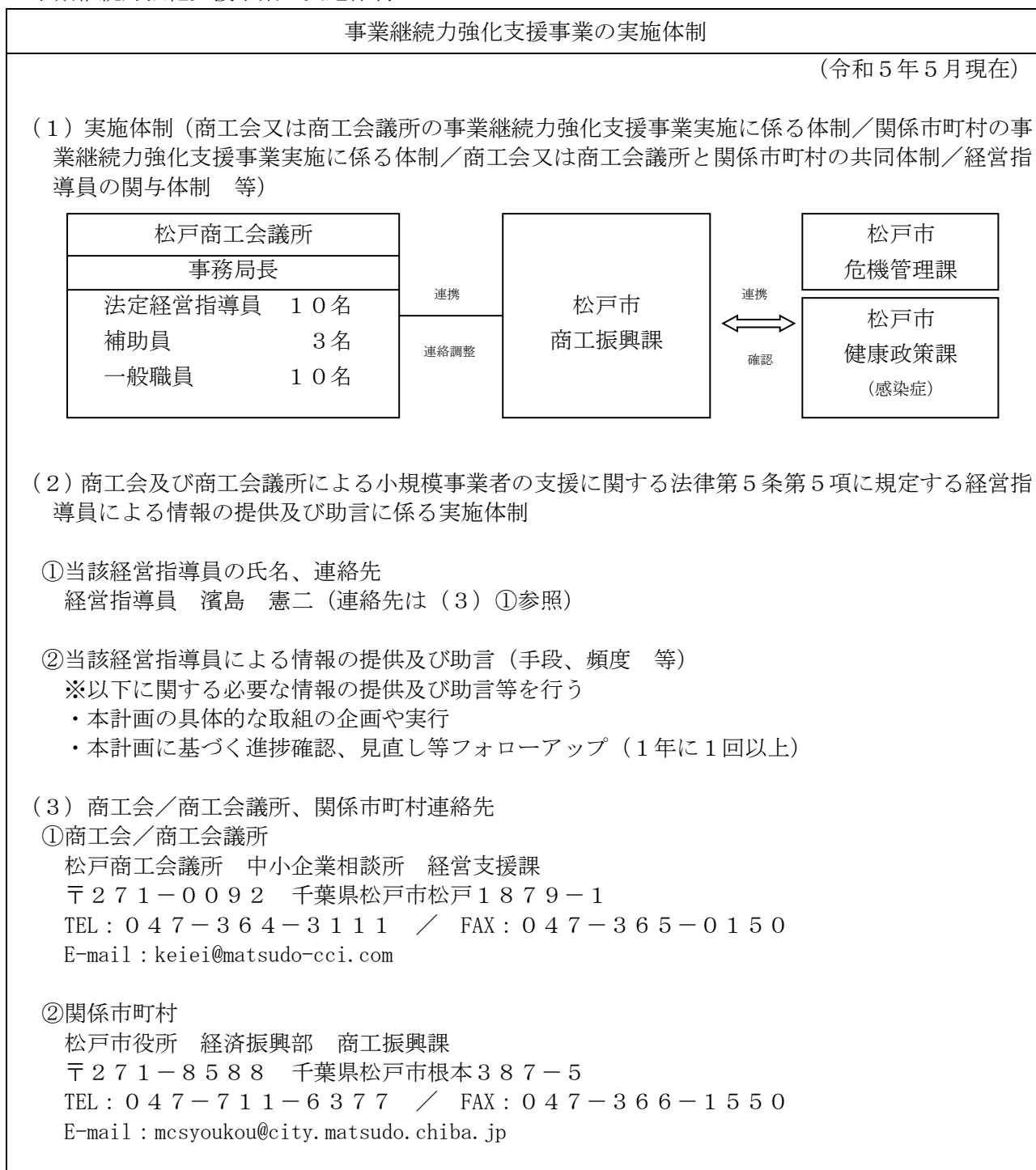
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県、日本商工会議所等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|          | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額  | 550   | 550   | 550   | 550   | 550   |
| ・セミナー開催  | 300   | 300   | 300   | 300   | 300   |
| ・専門家謝金   | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |
| ・チラシ等作成費 | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |
| ・その他経費   | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                                    |
|---|
| 会費収入、松戸市補助金、県補助金、事業収入、事業受託費（日本商工会議所等） 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。